

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要 .....	1～3
2 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に 関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の骨子 （保健福祉部所管分） .....	4～19

# 1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計  
[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
(国)民生費負担金	40,790	令和4年度精算不足額交付分 特別障害者手当等負担金 障害児通所給付費負担金 生活保護費負担金 低所得者介護保険料軽減負担金	40,790 361 37 35,418 4,974
(国)衛生費負担金	123,908	令和4年度精算不足額交付分 感染症等予防事業費負担金	123,908 123,908
(道)民生費負担金	21	令和4年度精算不足額交付分 低所得者介護保険料軽減負担金	21 21

[歳出]  
民生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
社会福祉総務費	461,499	補助金等返還金増 国庫負担金返還金 (生活困窮者自立相談支援事業費等負担金ほか7件) 国庫補助金返還金 (障害者地域生活支援事業費等補助金ほか5件) 道負担金返還金 (障害福祉サービス費負担金ほか5件)	461,499 375,126 42,423 43,950
生活保護総務費	4,312	生活保護適正化対策事業費増	4,312 (国)生活保護費補助金 1,578

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
介護保険事業費	3,638	介護従事者確保対策事業費 3,638 介護人材地域定着対策事業費 2,138 介護人材養成活動支援事業費 1,500	

## 衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保健衛生総務費	594,852	補助金等返還金 594,852 国庫負担金返還金 212,801 (新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金ほか1件) 国庫補助金返還金 382,051 (新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金ほか1件)	
健康増進費	11,295	がん対策推進事業費増 11,295 がん検診事業費増 8,463 がん検診受診促進・ 普及啓発等関係経費増 726 医療用ウィッグ購入助成事業費 2,106	
環境衛生費	11,290	補助金増 11,290 公衆浴場経営安定化事業補助金増 8,210 公衆浴場設備整備事業補助金 1,500 地域猫不妊去勢手術費補助金 1,580	

## 教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
私立学校振興費	2,110	私立専修学校運営助成費増 2,110	

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
事 項	説 明	事 項	説 明
国 庫 補 助 金	介護保険事業費 補助金増 825	総 務 管 理 費	一般管理費増 1,650
支 払 基 金 交 付 金	介護給付費交付金減 △90,186	基 金 積 立 金	介護給付費 準備基金積立金増 457,291
道負担金	介護給付費負担金減 △48,918		
繰 入 金	一般会計繰入金減 △187,653	償 還 金	償還金 602,363
繰 越 金	前年度繰越金増 1,387,236		
補正額計	1,061,304	補正額計	1,061,304
補 正 後 予 算 額	33,362,740	補 正 後 予 算 額	33,362,740

2 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の  
整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に關す  
る条例の骨子

(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関  
する省令等の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日から施行する

**函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例  
新旧対照表  
【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章，第201条の12および第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節および第4節において同じ。）の員数は，常勤換算方法で，2.5以上とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は，重度訪問介護，同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が，当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として<u>基準省令第44条第1項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は，3人以上とする。</p> <p>2 離島その他の地域であって<u>基準省令第44</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章，第201条の12および第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「<u>基準命令</u>」という。）第5条第1項に規定する<u>こども家庭庁長官および厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節および第4節において同じ。）の員数は，常勤換算方法で，2.5以上とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は，重度訪問介護，同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。<u>この場合において，重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは，「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が，当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として<u>基準命令第44条第1項</u>に規定する<u>こども家庭庁長官および厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は，3人以上とする。</p> <p>2 離島その他の地域であって<u>基準命令第44</u></p>

条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

### 3 (略)

(運営に関する基準)

#### 第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第51条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う

条第2項に規定するこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

### 3 (略)

(運営に関する基準)

#### 第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

#### 第51条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う

者として基準省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、アまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数

ア・イ (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章および第18章において同じ。)、理学療法士または作業療法士および生活支援員

ア 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(利用者負担額等の受領)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第105条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号および第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項に規定す

者として基準命令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、アまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数

ア・イ (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第80条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(利用者負担額等の受領)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、基準命令第82条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第105条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号および第2号に掲げる費用については、基準命令第120条第4項に規定す



る厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第114条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

(利用者負担額等の受領)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第157条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号および前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支

るこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第114条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準命令第127条第3項に規定するこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

(利用者負担額等の受領)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、基準命令第159条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用者負担額等の受領)

第157条 (略)

2～4 (略)

5 第3項第1号および前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準命令第170条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6・7 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支

給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあ

給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあ

るのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（基準省令に規定する事項の評価等）

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（従業者の員数）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者

るのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（基準命令第184条において読み替えて準用する基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

（基準命令に規定する事項の評価等）

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準命令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（従業者の員数）

第196条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者

の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) (略)

2・3 (略)

(準用)

第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条および第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とある

の数を9で除して得た数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) (略)

2・3 (略)

(準用)

第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条および第157条の2の規定は, 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と, 同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とある

のは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

（準用）

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第

のは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第201条の4 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

（準用）

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第

201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（準用）

第201条の22 第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条，第157条の2，第198条の2から第198条の6まで，第199条，第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型

201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（準用）

第201条の22 第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第34条の2，第36条の2から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第76条，第77条，第90条，第92条，第94条，第157条の2，第198条の2から第198条の6まで，第199条，第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型

共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条（略）

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第5項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみ

共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準命令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条（略）

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第5項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみ

なして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするができる。

(1)・(2) (略)

(障害福祉サービスを利用することが困難な地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第206条 離島その他の地域であって基準省令第219条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）または就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

#### 附 則

(経過措置)

第2条 当分の間、第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士または作業療法士および生活支

なして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするができる。

(1)・(2) (略)

(障害福祉サービスを利用することが困難な地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第206条 離島その他の地域であって基準命令第219条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）または就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

#### 附 則

(経過措置)

第2条 (略)



援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ（略）

(2)（略）

2（略）

第3条 指定共同生活援助事業者等は、平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日の到来の時点において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項および第8項（これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項および第3項に定める基準によることができる。

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準命令附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ（略）

(2)（略）

2（略）

第3条 指定共同生活援助事業者等は、平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日の到来の時点において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項および第8項（これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準命令附則第5条第1項に規定する旧指定基準第109条第2項および第3項に定める基準によることができる。

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、

当該利用者については，適用しない。  
2・3 （略）

当該利用者については，適用しない。  
2・3 （略）

**函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例  
新旧対照表  
【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<small>かくたん</small>喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については，<u>基準省令第23条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については，<u>基準省令第60条第4項</u>に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<small>かくたん</small>喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>基準府令</u>」という。）第5条第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については，<u>基準府令第23条第4項</u>に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については，<u>基準府令第60条第4項</u>に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p>

第105条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であって基準省令第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第105条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であって基準府令第82条第5項に規定するこども家庭庁長官が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。